

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人NPOかなびの丘

②評価調査者研修修了番号

SK18143
SK18224

③施設名等

名称：	南河学園
施設長氏名：	伊山 喜二
定員：	70 名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	柏原市国分本町7-6-14
T E L：	072-975-2200
U R L：	http://www.nankagakuen.jp
【施設の概要】	
開設年月日	1925（大正14）年 2月
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 南河学園
職員数 常勤職員：	30 名
職員数 非常勤職員：	10 名
有資格職員の名称（ア）	保育士
上記有資格職員の人数：	常勤 20 名 非常勤 3 名
有資格職員の名称（イ）	社会福祉主事
上記有資格職員の人数：	常勤 12 名 非常勤 1 名
有資格職員の名称（ウ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（エ）	調理師
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（オ）	臨床心理士（非）
上記有資格職員の人数：	非常勤 6 名
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の人数：	名
施設設備の概要（ア）居室数：	25室（個室:4 2人部屋:7 3人部屋:6 4人部屋:6 5人以上:2）
施設設備の概要（イ）設備等：	親子訓練室 地域交流ホール 心理室
施設設備の概要（ウ）：	小規模グループケア
施設設備の概要（エ）：	地域小規模児童養護施設2ヶ所

④理念・基本方針

<p>理念：佛教の教えにあるところの仏法僧（明るく・正しく・仲良く）を生活の基盤として、家庭的な生活環境でお互いが協力しながら、心身ともに健全な社会人を育てることを理念としている。</p> <p>基本方針：【子どもの関わり方の方針】子どもは、誰もが愛され、望まれたい存在でいたい、そして健康でいたいものであることを認識して、日々の支援に関わります。</p> <p>【こどもたちへの指導方針】1. 挨拶の励行 2. 奉仕の精神 3. 感謝の気持ち 4. 勤勉さを子ども達に教えていくことを指導の指針としている。</p>
--

⑤施設の特徴的な取組

<p>1. 児童精神科医の定期診察や臨床心理士のセラピーを必要とする入所児童の増加に対して、6人の臨床心理士による個別的な関わりだけでなく、措置機関や専門医との連携を密に行い、児童の心のケアに重点をおいている。</p> <p>2. 子どもの自主的な生活・学習・就労等の社会活動・地域活動への参加を通して、多様な生活技術の習得と社会規範の獲得につなげる支援を職員が一丸となって取り組んでいる。</p> <p>3. 長年にわたり培われた市・町の諸団体との強い絆に加えて、数々の地域委員を務める施設長を軸に地域の福祉の向上に積極的に寄与し成果につなげている。</p>
--

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2021/8/9
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2021/12/15
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成 29 年度

⑦総評

【施設概要】

南河学園は近鉄大阪線「河内国分」駅から1和弱の高台にあり、多くの住宅に囲まれています。大正14年少年保護の団体としてスタート、昭和24年からは養護施設に転換し、地域に根差した開かれた施設を意識して運営してきました。定員70名の大舎施設ですが、国が示す「社会的養育ビジョン」を踏まえ、生活単位の小規模化や地域分散化の推進を計画に掲げ着実に歩んでいます。地域小規模施設は、現在2か所(平成25年・29年)開設しています。

【特に評価の高い点】

◇効果的に機能する5つの検討委員会

養育・支援の質の向上に向けた取り組みについては、5つの検討委員会が、定期的、継続的に評価・分析・検討の機会を持ち、組織的なPDCAサイクルを機能させています。

◇善行児童表彰取り組み

毎年文化の日に、1年を振り返って他の児童の範となる生活態度の児童を個々の成長・努力を絶対評価をもとに審議し表彰しています。児童にとっては、生活目標と達成度を客観的に可視化されることにより、更なる生活意欲(=生きる力)の喚起につながる取り組みとして高く評価できます。

◇快適な生活環境

理念を具体的支援に反映する1つとして、施設長を筆頭に非常勤職員を含む職員全員が施設内外の清掃を分担し日々遂行しています。職員・児童そして来園者にとって心地よい快適な生活環境を保つように施設全体で取り組んでいます。

【改善が求められる点】

◇支援の可視化

9つの会議と40のマニュアルをもって、日々きめ細やかな支援にあたっています。しかし、マニュアルの中には作成日や改正日が記載されていません。支援の見直し、分析・検討、改善の取り組みを可視化する手段として整備が望まれます。

◇職員個々の育成の仕組みの確立

目標管理シートを用いて一人ひとりの育成に役立てようとしていますが、定期的な個別面接等が組み合わせられていないために、シートの有効活用が十分にできていません。今後、「目標管理シート活用の手順書」の見直しも含め、目標管理の『仕組み』をあらためて構築していくことが求められます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

この度の第3回目の福祉サービス第三者評価を受けた結果の内容については、前回の受審結果より向上している評価を沢山いただきました。これまで改善に向けて取り組んできた職員全員の努力の成果がでたようです。評価機関からコメントでご提案いただいた内容につきましては、施設の委員会等を通じて更なる改善に取り組み、養育並びに支援の質の向上の努力を積み重ねていく所存です。

⑨第三者評価結果(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】 ■理念や基本方針は、社会的養護の今日的な方向性にも適い、平易で親しみやすい文言でもあります。職員は毎朝の朝礼時にも必携して馴染みあるものとなっていますが、行動規範につながる具体性を有したものはなっていません。 ■子どもや保護者に向けては、施設や職員の「誓詞」のようなものとして伝わる表現についての工夫も望まれます。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】 ■施設長は、児童養護施設の全国組織や近畿地区、府の部会等々においても要職に就いており、また、地元市の福祉計画策定等にも関わるなどし、広範な福祉の動向に関する最新の情報を取得することができる位置にあって、いきおい、法人・施設の経営環境の変化にも、的確な対応がなされています。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】 ■「人材の確保・育成・定着」、「事業継続計画(BCP)見直し」、「家庭的養護計画の推進」等が主軸となる、施設の経営課題を明確に掲げ、役員・職員間での共有がなされています。主任会議をはじめ、各々の課題については「検討委員会」を置き、組織的・精力的に取り組まれています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】 ■従前の課題である『地域交流ホール建て替え』と、国が示す新たな養育ビジョン（「小規模かつ地域分散化及び多機能化・機能転換」）に基づく『第3の地域小規模ホーム』の実現に向けて、資金の確保と人材確保・育成に取り組まれています。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】 ■事業計画の冒頭部分には、理念や基本方針とともに前年度の総括と先送りされた課題が明記されています。 ■計画は月ごとに「生活目標」「学校・地域行事」「施設内外の行事・研修・会合・ボランティア等」「保健衛生」「庶務・事務」に分けて詳細な予定が明示され、また、業務分担、児童担当、心理療法、実習生受け入れに関しても、具体的に記されています。 ■今後、中長期計画との関係性が明瞭になるような表示のあり方について、工夫が望まれます。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。			
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	
【コメント】			
■事業計画の策定や見直しに関しては、5つの「検討委員会(生活・行事・広報・給食・児童育成)」が機能し、手順に沿って組織的に行なわれ、全体の職員会議において周知・共有されています。			
②		7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
【コメント】			
■子どもたちには、生活目標や行事など直接関係する事項については、策定時にその内容を噛み砕いて伝えるとともに、館内に掲示もされています。			
■保護者の集いといったものではなく、(帰宅・外出等が可能で)直に接触できる割合も低い現状に鑑み、施設の考え方や活動の中身を伝えるため、保護者等に照準を絞った「ミニ通信」の発行などの工夫が望まれます。			

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果	
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	
【コメント】			
■養育・支援の質の向上に向けた取り組みについては、5つの検討委員会が、定期的、継続的に評価・分析・検討の機会を持ち、組織的なPDCAサイクルを機能させています。			
■現状では、各検討委員会による報告書は形式がマチマチです。組織運営の効率アップのためにも、今後、委員会記録や報告書の様式化が期待されます。			
②		9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
【コメント】			
■前回の第三者評価結果における「改善が求められる事項」では、多くの部面での標準的な実施方法や手順を具体的に示した「マニュアル」の不備が指摘されていましたが、今回の受審までの間、精力的にその作成への努力が払われました。			
■年間での取り組みをまとめた「事業報告」では、さまざまなデータを掲げ、数量的、視覚的な理解を促していますが、それらに関する解説文が添えられていません。今後、それぞれの数値の意味や増減の傾向などのついて、簡単な説明・コメントを加筆されることを期待します。			

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果	
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	
【コメント】			
■施設長は、職務分担表、対外的な役割表、非常災害対策編成表、苦情解決体制表等々において、平常時や有事の際の自らの役割・責任等を明示しています。			
■施設長不在時については、通常、補佐が代行を務めます。なお、毎朝朝礼時には「当日代行者」の確認が行なわれています。			
②		11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】			
■施設長は、社会的養護をはじめ、さまざまな福祉関係団体の要職にもあり、関係法令に通じるとともに、コンプライアンスへの意識は、人一倍高いものがあります。職員に対しても周知徹底を図って、厳しく法令順守を求めています。			
■福祉施設やその対象となる人々を取り巻く環境も刻々と変化し、影響を受ける法令の範囲も想定外に広がってきています。関連する法制度の輪を意識的に広げていく、余裕ある対応への備えが期待されます。			

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
【コメント】		
<p>■養育・支援の質の向上への取り組みは、5つの検討委員会の活動が軸になっています。施設長は、それらの手綱を掌握する格好で、主任級職員への指示にとどめ、敢えて会議に加わることはせず、自主活発な議論・検討を期待する姿勢で臨んでいます。</p> <p>■外部の研修会には、積極的に万遍なく職員を派遣し、また、施設内研修(2か月に1回)と「児童問題研究会」と称したケース検討会(毎月)には特に力を注いで、教育・育成に努めています。</p>		
	② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
<p>■施設長は、経営改善や実効性ある業務遂行へのあくなき課題追究に注力し、分析や検討、また、さまざまな労働環境の整備など具体的な取り組みに努めています。</p> <p>■施設運営上の重要な課題については、組織全体での共有と意識形成を重要視し、各検討委員会から提起される種々の意見や要望には、主任会議や、必要に応じ「特別検討委員会」を開いて、誠意をもって対応しています。</p>		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
	① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【コメント】		
<p>■経営課題の重要案件でもある人材確保に関しては、保育士養成校との連携を強めながら取り組み、効果が見られています。</p> <p>■社会福祉士等の福祉専門職に関しては、現制度上、特段の経営的なメリット(加算など)はなく、養育・支援の現場からも現実的な期待の声も上がってこないかもしれませんが、家族再統合やアフターケアといった業務もあり、また、広く専門性の担保という意味からも、一定数の有資格者の配置も大切と考えられます。検討を期待します。</p>		
	② 15 総合的な人事管理が行われている。	b
【コメント】		
<p>■「役割資格等級と役割行動」表の明示によって、いわゆる『期待する職員像』を明らかにしていますが、昇進・昇格等の人事基準までは明確になってはいません。</p> <p>■「目標管理シート」を導入し、職員に一定の意識づけには作用しているようですが、それをういての定期的な面接の実施などが行なわれていないのが残念です。</p> <p>■処遇水準の評価・分析、改善の方向性などの必要な情報を得るためにも、目標管理シートの有効活用が強く望まれます。</p>		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
【コメント】		
<p>■把握が容易な勤務実態データは定期的に点検され、また、主任・リーダーが窓口となって勤務体制等での意見要望を受け、重要案件は特別検討委員会を持って話し合われます。新ビジョンに対応しさらに進展する「地域小規模ホーム」勤務特有のストレスへの対応は大きな課題です。</p> <p>■産業医を置き、メンタルヘルス対応として数人の心理士の活用も可能な体制を整えています。</p> <p>■範となる職員のありようを募り、それを称える「ナイス報告」は、働く励みとなる、とても良い取り組みです。</p> <p>■魅力ある施設づくりの一案としての地域ニーズに応える「児童家庭支援センター」併設構想ですが、府の姿勢は消極的です。</p>		

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■役割資格等級の導入によって階層ごとの役割を明確にし「期待する職員像」を明示しています。 ■目標管理シートを用いて一人ひとりの育成に役立てようとしていますが、定期的な個別面接等が組み合わされていないために、シートの有効活用が十分にできておらず、もったいないと言うしかありません。今後、「目標管理シート活用の手順書」の見直しも含め、目標管理の『仕組み』をあらためて構築していくことが求められます。 		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■基本方針や事業計画の中には、「期待する職員像」が浮き彫りになるような記述がありません。また、研修計画表の中で読み取ることができますが、方針や計画では、施設が職員に必要としている専門技術や専門資格が明確に示されていません。 		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■事業計画には、職員個々が有する資格が一覧表にして示されています。 ■事業計画では、冒頭の「総括と課題」において、OJTの確実で適切な実施を明瞭に謳われていて、基幹的職員から中堅職員へ、また、中堅職員から若手職員への丁寧なOJTの徹底に努め、実施の記録もなされています。 ■職員一人ひとりについての研修受講の履歴が記録されています。 		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■実習生等受け入れについての施設としての基本姿勢は、「実習生受け入れマニュアル」に明示されています。 ■実習生等の受け入れは、専門職の育成という施設の社会的使命として認識し、事業計画等でも明記が望ましいと考えます。 ■毎年20校を超える大学・短大などから「保育実習」として数十名の学生等を受け入れています。 		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■ホームページでは、理念・基本方針をはじめ、財務諸表、第三者評価結果、苦情解決体制等のほか、施設のさまざまな地域に向けた取り組みが載せられ、さらに、子どもたちの生活、行事、養育・支援の様子などがカラー写真で紹介されています。 ■『育み新聞』は年に4回発行、主に保護者や関係諸機関に配布されている広報紙です。軟硬取りまぜた親しみやすい内容で、ホームページからバックナンバーを見ることもできます。配布先の拡大化が期待されます。 ■苦情に関しては、個人情報への配慮をしながらも、苦情の件数・概要や受付から解決までの経緯なども含めての開示が望まれます。 		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■施設の事務、経理、取引関係については、「経理規程」に基づいて行なわれています。 ■外部の税理士に定期的なチェックを受け、助言・指導を得ています。また、法人の監事には公認会計士が就いています。 ■内部での相互牽制機能、初期段階でのチェック体制を整えることが望ましく、特に、一業務一担当制の見直しは必須です。 		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■『町内諸団体との連携を土台に、地域に根差した施設運営と施設の設備や機能の提供』と事業計画に明記されています。 ■地域で催される祭りや校区の行事等に参加し、求めに応じて備品提供なども行なっています。 ■年に2回、子どもたちによる地域清掃活動が行なわれています。 ■学校の友だちの施設への訪問と一定の時間・場所(多目的ルーム)での交流を認めています。 	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「ボランティア受け入れマニュアル」をはじめ、市の教職員研修向けの「社会体験研修の手引き」、府社協や他施設から受ける人たち用の「体験実習の手引き」なども整備し、それぞれに基本姿勢や意義、注意点などを明示しています。 ■学習や遊びに2名の学生、月1回の理容、宗教2団体からの清掃のほか、縫製など多様なボランティアを受け入れています。 ■想定外の事故等に備え、ボランティア保険への加入を勧めます。 	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■関係機関や担当者についての情報がリスト化され、日常的な活用が至便のように掲示されています。 ■市の社協を軸にした「地域貢献委員会」に参加し、生活困窮者への支援や子ども食堂を開くなど、地域の様々なニーズに応える活動に関わっています。 ■法人理事長が府の児童福祉事業協会の要職でもあり、府社協のアフターケア事業部と連携した取り組みなども行なわれています。 	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■毎年、法人の創設記念日(2月11日)に合わせて「地域交流会」を開催。また、8月には、夏祭り(盆踊り大会)を開催し、地域住民を招き、共に楽しむことから互いのニーズを知る機会としています。 	
② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■府社協が主管する生活困窮者支援の「大阪しあわせネットワーク」や、市の民間社会福祉施設連絡会との協働で、福祉のまちづくりに向けた地域貢献活動に関わり、地域防災関連の事業(訓練への参加など)に取り組むほか、臨時の福祉避難所機能が担えるよう、食材等の備蓄を行なっています。 ■知的障がい相談員として、職員1名を市民病院に派遣しています。また、各方面からの講師派遣の要請にも随時応じています。 	

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

<p>(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>	<p>第三者 評価結果</p>
<p>① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子どもに向かい合う心構えを日々確認するため、毎朝の朝礼は、児童福祉部会の「倫理綱領」の唱和に始まります。 ■養育・支援に係るあらゆるマニュアル上には、子どもを尊重する基本姿勢が明瞭に示されています。 ■『人権』をテーマとする研修が、年に一度は必ず実施されており、日常の支援上での実践については、主として「生活委員会」で確認されていますが、今後、その点検や評価のポイントの明確化や仕組みについての明示が期待されます。 	
<p>② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■『プライバシー保護・権利擁護マニュアル』が作成されています。 ■ハード面では、女子の居室を3階としたり、浴室やトイレの構造的な配慮、すべての高校生には個室を用意するなどして、プライバシーの保護に努めています。 ■虐待を含む人権侵害が生じた場合の対応手順が『施設内における児童人権侵害事象への対応マニュアル』として、分かりやすいフローチャートで示されています。 ■子どもたちには「プライベートゾーン」のことを伝えたりしていますが、今後、保護者等へも、施設の姿勢や取り組みについて、より明確にアナウンスすることが望まれます。 	
<p>(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>	
<p>① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■不安のない状態で施設に迎え入れられるよう、一時保護所を経由する場合には、訪問して説明をし、見学の見学にも応じています。 ■説明資料には、パンフレットのほか、「入所のしおり」、広報紙、行事やさまざまな生活場面の写真などが用意され、施設生活がイメージしやすいよう、平易で丁寧な説明を心がけています。 	
<p>② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■緊急な受け入れ以外は、事前に子どもと直接会って、視覚的な資料を活用して施設の生活について説明し、十分納得が得られるよう努めています。また、直接接触できない保護者等には、児相のワーカーを通じて情報提供を行なっています。 ■保護者との個人懇談が可能な場合では、学期末に通知票を媒体にして(担任も入り)振り返りが行なわれています。 ■「自立支援計画」やその変更、養育・支援上の重要な変化、また、医療行為(予防注射を含む)などについては、直接またはワーカーを通じて、可能な限り保護者の同意を得るよう努力しています。 ■障がいによるなど意思決定が困難な子どもや保護者への伝達方法や配慮については、ルール化にまで至っていません。 	
<p>③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■措置変更などの場合には、定まった様式の「引き継ぎ書」によって、必要な情報を提供しています。 ■退所後にも相談が可能なことを伝え、窓口となる担当者の名前とともに管理的立場の職員の名前も書面上で伝えています。 	

(3) 子どもの満足の向上に努めている。	第三者 評価結果
① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>■「子どもの声を聞く週間」を年に2回(6月・12月)設け、担当者と保護者担当とが直接面談する機会を持っています。</p> <p>■「児童会」を通じて上げられる子どもの意見や要望は、主任会議で検討され早期に答が返されます。ルールや行事の内容等の中身によっては、あらためて児童会での子どもたちの声を反映した上で決定に至ることになっています。</p>	
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	
① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>【コメント】</p> <p>■「苦情解決マニュアル」があり、第三者委員2名の名前も含め、その体制をホームページに掲載し、館内にも掲示されています。意見箱を設置し、苦情受付簿、解決に向けての話し合い記録、また、子ども等からの相談・意見の受付記録やその際の対応マニュアルなども作成されています。しかしながら『苦情』と位置づけ、話し合いが持たれた事例についての記録はなく、「苦情解決」としてまとめられたファイルも確認できませんでした。</p> <p>■苦情・意見・要望などは、いずれも施設サービス向上への糧となるものとして、まずは同じレベルで捉えることが必要です。ただ、検討に入る初期の段階で制度上の「苦情」として取り扱う事例を判別し、解決体制に沿った処理を行ない、解決の後には、そのプロセスを含めて適切に公開していくことが求められます。</p>	
② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p>【コメント】</p> <p>■子どもが困ったとき、職員や児相のワーカー、第三者委員等に相談したり意見を述べるができるということは、入所時に説明を受け手渡される「子どもの権利ノート」に記されています。</p> <p>■「権利ノート」のことについては、掲示物で周知を図っていますが、子どもたちが、それを適時に用いることができるよう、今も適切に保管し活用方法を記憶・理解しているかについては、適宜確認する必要があります。</p>	
③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>【コメント】</p> <p>■『子どもからの相談や意見を受けた時の対応マニュアル』が作成されています。単に相談を受け、意見に耳を傾けるというだけではなく、それを、子どもの養育・支援上でのかけがえのない機会と認識する重要性を形にしたものと評価できます。</p> <p>■『子どもの声を聞く週間』の設定は、自発的な訴えが難しい子どもにとっては、貴重な機会・場となります。</p>	
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>■子どもの安心・安全機能を高めるため、収集されたヒヤリハット事例を、発生日時・曜日・場所・行事等との関連で分析し、建物の構造上「死角」を余儀なくされる条件下であっても、事故発生を最小限に抑えるさらなる工夫が望まれます。</p>	

② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
【コメント】 ■マニュアルの整備とともに外部研修に職員を派遣し、施設内では職員全員に伝達し、発生時の対応に関する情報共有の取組みもしっかりと実施されています。	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
【コメント】 ■自然災害時の対応について、施設のみならず地域を視野に入れた事業継続計画が作成され、地域と協同した自助・共助の取組みがしっかりと根付いています。	

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
【コメント】 ■「児童福祉施設援助指針(大阪府社会福祉協議会編)」を基調にマニュアルが策定され、職員に周知されています。その運用については、職員会議・主任会議はじめケース検討会議等で検証されています。	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
【コメント】 ■地域小規模児童養護施設は、本体の支援機能を引き継いでいます。今後、近隣環境や児童の意見、行事、職員と児童の関わりなど、“地域小規模ならでは”の機能の推進が期待されます。	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】 ■指導員・保育士・心理士のスタッフ職域と、副施設長・主任等のSVラインを交えた児童の理解、支援計画の策定・見直しといった取組みが適切になされています。 ■特に、一人の児童にグループ担当・ケース担当・学園担当・心理療法担当と複数の専門職を配置し、常に複眼で児童の心身の健康と発達を見守っています。	
② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
【コメント】 ■自立支援計画の評価・見直しにあたっては、「児童の声を聞く週間」を設け、児童の意見・要望を反映する取組みが積極的になされています。 ■自立支援計画の変更や児童の意見・要望の反映は職員会議で情報が共有がなされ、全職員一丸となった広がりや深みのある支援が実践されています。	

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
【コメント】		
<p>■記録は、総括主任が内容及び語句について添削する仕組みになっています。また、職員一人ひとりの表記に差異が生じないように、記録作成に関しての文書を作成し、研修も実施されています。</p> <p>■語句の用法はじめ「年月日」や「時間」、「職名」の表記の仕方など、施設公文書としてのさらなる精査が期待されます。</p>		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
【コメント】		
<p>■記録は電子データと紙媒体で行なわれています。記録はPC本体に保存することなく、職員ひとり一人がUSBで管理するシステムを取り入れ、保管庫の施錠とともに、PC本体からの情報漏えい防止策もしっかりと整えています。</p>		

内容評価基準（25項目） □

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
【コメント】		
<p>■毎朝、職員は朝礼で倫理綱領（大阪府社会福祉協議会児童施設部会編）を唱和するとともに、毎日のニュースからも権利侵害の話題を取り上げ意識を喚起しています。</p> <p>■児童各自には、子どもの権利ノートの所持とともに、生活場面での事象を通して、適時、子ども間の権利侵害の防止と意見表明等について、細心の注意を払った支援が機能しています。</p>		
(2) 権利について理解を促す取組		
①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
【コメント】		
<p>■高学年対象に「言葉キャンプ」（言葉で気持ちを伝える。相手を傷つけない・相手が心地よくなる。）の実施や、個別には担当職員のロールプレイを通して、自分と同様に他者の権利と責任について学ぶ機会を設け、工夫しています。また、児童の言葉だけでなく、醸し出す心情にも職員は気を配るよう心がけています。</p>		
(3) 生き立ちを振り返る取組		
①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b
【コメント】		
<p>■ライフストーリーワークの実施にあたり、主体は児童相談所ながら、施設も重要な立場にあります。児童福祉法第28条と家族統合、ステップファミリー等、児童を取り巻く家族状況の変化への対応について、施設と直接支援職員が一丸となった取り組みに関する検証が望まれます。</p>		

(4) 被措置児童等虐待の防止等		
①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
【コメント】		
<p>■職員等による体罰や不適切な関わりの発生に際しての当該職員への処分について、実務上の仕組みは確認できますが、一方で、就業規則等への明記など文書上での整備が望まれます。</p> <p>■職員による通告については「公益通報者保護規程」を備え、児童へはCAP学習会をもって、当該者を保護する仕組みが整っています。</p>		
(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
①	A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
<p>■児童を取り巻く複数担当職員の温かいまなざしの中で、基本的な生活習慣はじめ、金銭・交通・契約・交友・トラブル対応等、児童の発達に応じたソーシャルスキル習得の機会が確保されています。</p>		
(6) 支援の継続性とアフターケア		
①	A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
【コメント】		
<p>■入退所に伴う環境整備や心身の健康に配慮した支援・援助が、子どもや保護者の固有の必要に応じるとともに、アドミッションケア・アフターケアに、職員の「利用者のかゆいところに手が届く」積極的なアウトリーチ活動が稼働しています。</p>		
②	A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
<p>■インケア・リービングケア・アフターケアを通じた切れ目のない支援・関わりが定着しています。</p> <p>■退園生が気兼ねなく来園できる日（春秋の演芸会・お正月バザー会）の設定や、退所しばらくの間の職員による社会生活見守り活動など、関係機関と連携したさらなる取り組みに期待されます。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
【コメント】		
<p>■入所前の家族状況及と子どもの心身の状況は主に主任が把握し、入所後に観察される行動については、担当職員の把握情報を職員全体で確認・理解することになっています。また、生活場面での個別面談の仕組みが定着し、機能しています。</p> <p>■施設内にとどまらず学校や外泊時まで、生活(学習)状況と児童の心情などをきめ細かく把握し、支援の着実な向上につなげています。</p>		
②	A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
【コメント】		
<p>■幼児をはじめ学齢時に対して、これまで満たされなかった甘えの受容や自尊感情の評価を軸に、複数人児童部屋などハード面の制約を職員シフトでカバーするなど、児童一人ひとりの課題やニーズに対応する支援のさらなる取り組みが期待されます。</p>		

	<p>③ A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■「できることはまず自分です」ことを支援の軸に据え、幼児から高校生に至るまで、施設生活、学校生活、進路体験等、それぞれの場面で児童一人ひとりが直面する課題を、時に見守り、ある時はコーチするなど“子どもファースト”の支援が実践されています。</p>		
	<p>④ A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■児童の年代や発達・興味に配慮した、生活に潤いをもたらせる取り組みがなされています。また、学校や地域での児童を取り巻く余暇環境にも気を配り、地域の同齡児童と比べ遜色のないあり方をと、可能な限りの配慮がなされています。</p>		
	<p>⑤ A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■毎月、児童自身が「生活目標」を考え、個々に応じた「今、頑張るべきこと。守るべきこと」を学ぶ機会を設定しています。地域とは祭りや防災訓練だけでなく地域清掃活動にも参加し、地域の多様な年齢層との交流機会が持てるよう工夫しています。</p> <p>■高校生には、ネットやSNS利用に潜む危険性を取り上げ、自らが加害者や被害者当人にならないように強く指導がなされています。</p>		
<p>(2) 食生活</p>		
	<p>① A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>■給食は外部に委託されています。施設内の給食委員会には業者も毎回参加して、児童の意向が反映される仕組みができています。食堂での喫食も、グループや年齢に応じた配席など楽しい食事時間がもてるように工夫されています。</p> <p>■一方、児童が家庭的な食卓を囲んで、より一層食事時間を楽しめるアイテムとして、個人持ちの茶碗・お箸・湯呑等の導入が望まれます。</p>		
<p>(3) 衣生活</p>		
	<p>① A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■衣類の収納では、夏物と冬物のボックスが一つの引き出しの奥と手前で入れ替えられる構造に作られており、簡単に自己管理できる工夫がなされています。</p> <p>■小学生には、夏冬2回の衣類購入時が「職員との一対一の時間」となっていて、関係性をより密にする機会として活用されています。</p>		

<p>(4) 住生活</p>	<p>① A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <p>■住環境の整備は、職員・児童とも積極的に取り組み、共有部分及びプライベート空間もしっかりと清潔に保たれています。■構造上、2人部屋以上の居室割はやむをえないところですが、共同居住空間であっても（音は致し方ないが）視界については年齢に対応したプライバシー確保に関して、より一層の工夫が望まれます。■各部屋のネーミングは学園歌の歌詞からの引用ということで、とても良いアイデアです。</p>		
<p>(5) 健康と安全</p>	<p>① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>■毎月の身体測定や学校の定期検診と連動した児童の健康管理を行なっています。健康上特別の配慮を要する児童には、投薬管理や日々の心身の変調に気を配り、主治医と緊密に連絡を取り合った健康(疾病)管理を実施しています。■キャンプなど野外行事も多くある中、職員はAED、救命救急の講習を必須受講しています。</p>		
<p>(6) 性に関する教育</p>	<p>① A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>■小学生には学校の水泳学習の前にプライベートゾーンについて学び、中学生には学校の保健授業と連携し性に関する学習機会を設けています。また、高校生では『生きる』をテーマに恋愛・性行為・責任等についても取り上げています。■職員には、外部講師を招へいし性教育についての勉強会を持つなど、多様化する性情報・性言動に対応できるよう真摯に取り組んでいます。</p>		
<p>(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>	<p>① A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>■児童の問題行動発生時には、加害・被害児童への丁寧な聞き取り対応と、全職員には朝礼においてすぐさま情報を共有するとともに、措置機関等とも連携して要因の分析を行なって迅速な対応がなされています。■今後、その対応の流れをフローチャートにして可視化するとともに、適時、心理職等によるメンタルサポートを加える仕組みが期待されます。</p>		
	<p>② A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>■一人の児童を複数の職員が支援・援助する多角・複眼の養育体制が組まれています。特に、児童の生活グループは縦割り男女混合の編成で、普段の日常生活を通して自ずから、施設理念である「家庭的な生活環境の中でお互いが協力しながら生活し、心身ともに健全な社会人」につながる取り組みがなされています。</p>		

(8) 心理的ケア		
①	A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
【コメント】		
<p>■6人の臨床心理士（非常勤）を配置し、20人の児童の心理的支援が生活支援員との連携のもと実施されています。</p> <p>■精神面に課題のある入所児童への対応で、キャパシティを超えて待機ケースが生じる場合は、措置機関の心理職とも連携しながら、入所児童全員の過去・現在のメンタル面のフォローを行なって、情緒の安定を図る取り組みがしっかりと定着しています。</p>		
(9) 学習・進学支援、進路支援等		
①	A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
【コメント】		
<p>■小学校低学年は、学習室で職員がついて学習指導がなされています。高学年以上は居室の机での自習ですが、児童の特性に配慮して別室を準備するなどして集中できる環境を整えています。中学生からは施設学習に加え学習塾も活用して学力向上の機会を確保しています。</p> <p>■学期末の懇談会で学校との情報交換を密にするとともに、児童一人ひとりと面談の機会を持ち、学習のみならず生活支援に反映する取り組みがなされています。</p>		
②	A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
【コメント】		
<p>■進路選択にあたっては、児童の希望・保護者の意向によく耳を傾け、措置機関を交えたケースカンファレンスを複数回持って、児童の自己決定を尊重した取り組みがなされています。</p> <p>■途中、やむなく進路変更に至った児童に対しても、職員は施設内・社会内で寄り添いながら児童の自己実現に向けて積極的な援助をしています。</p>		
③	A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
【コメント】		
<p>■アルバイト就業に際しては、職員は学校生活と異なる勤労に伴うコンプライアンスについて業種にそった具体的な事象を挙げながら指導しています。今後、学業中のアルバイトに限らず、進路変更に伴う就労自立へのスムーズな移行・定着に向けて、体験実習も含めた雇用主との連携が不可欠になります。</p> <p>■これまでの児童と業者との労使関係に加えて、施設と協力事業主との「児童の社会自立に向けた支援」の密接な関係構築が望まれます。</p>		
(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
①	A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
【コメント】		
<p>■家庭支援専門相談員を主軸に親子関係の構築について、アドミッションケアからアフターケアに至るまで、関係機関と連携した取り組みがなされています。特にインケアでは、親自身が安定した社会生活・家庭生活を維持できるようにサポートし、児童の施設生活・家族生活の安定につなげています。</p>		

(11) 親子関係の再構築支援

① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

b

【コメント】

■被虐待児童の親子関係再統合をはじめ、児童と学校教員との関係や施設職員との一対一関係をより密にしたり、また、欠如している愛着関係を補完するために親子が時間を共有できる場所として、親子訓練室の積極的・計画的活用が望まれます。